次のような悩みはありませんか?

- 農業を続けられない
- ・ 所有している農地を縮小したい
- 農地が荒れてしまっている
- ・相続した農地の管理ができない

今年中に農地中間管理機構に農地を貸せば来年から固定資産税が半額になります!

所有する全農地(10アール未満の自作地は残せます)を、平成28年度以降新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間、固定資産税が2分の1に軽減されます。

- ① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは5年間

固定資産税の例

「1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の 農地によって異なります

1万円



5千円

今からお考え下さい!

- ・荒れた農地を放置している方
- ・農地を十分管理されていない方

将来、固定資産税が<u>1.8倍</u>に増額されることがあります。今から<u>農地中間管理</u> 機構への貸付けなどの方策をご検討されてはいかがですか。

固定資産税の例

1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の 農地によって異なります

1万円 → 1.8万円

例えば...

〇 今年の秋(11月頃): 農業委員会から遊休農地の利用意向調査票が届きます。

〇 来年の夏(8月頃) : 意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。

○ <u>来年の秋(11月頃)</u> : 意向どおりに実施されていない場合は、農業委員会から農地中間

管理機構との協議の勧告が行われます。<u>再来年の1月1日現在で</u> <u>勧告を受けている農地については、その年度以降の固定資産税が</u>

1.8倍になります。

※ 農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告されません。

問い合わせ先:

公益社団法人 佐賀県農業公社 (佐賀市八丁畷町8-1 電話0952-20-1590)